

奈良県告示第二百六十九号

昭和三十年四月奈良県告示第四百十八号（全国自治宝くじ事務協議会の設置）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月一日から施行する。

平成二十六年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

告示文中「第二百五十二条の二第一項」を「第二百五十二条の二の二第一項」に改める。